

朝霞市男女平等推進行動計画
後期基本計画 実施計画
(平成23年度～平成25年度)

朝 霞 市

も く じ

第1章

	頁
1 計画の名称	3
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象範囲	3
6 施策の体系	4
7 重点プロジェクト	5

第2章 実施計画

□施策目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

□施策の方向

1 社会制度・慣行の検証	8
2 男女が平等な社会像の提案	9
3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	10
4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	11

□施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

□施策の方向

1 学校での男女平等の教育の推進	12
2 家庭での男女平等の学習の促進	13
3 地域での男女平等の学習の促進	14
4 学習活動を支援する人材の育成と活用	16

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向

1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	18
2 暴力を否定する社会的認識の徹底	19
3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	21
4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	23

□施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

□施策の方向

1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	25
2 各種団体の取組支援・協力依頼	26
3 事業所の実態把握と協力依頼	27
4 積極的格差是正措置の具体化の推進	28

□施策目標5 男女の自己実現支援

□施策の方向	頁
1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	29
2 家庭と職業・地域活動の両立支援	30
3 働く場での男女共同参画の促進	31
4 能力開発と活動支援	32

□実施計画指標・数値目標一覧表.....35

□女性委員の登用率の現状値一覧表.....38

第1章

- 1 計画の名称
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象範囲
- 6 施策の体系
- 7 重点プロジェクト

1 計画の名称

この計画の名称は、「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画」とする。

2 計画策定の趣旨

この計画は、朝霞市男女平等推進行動計画（平成18年度～平成27年度）に定めた基本理念である「^{ひと}男女の輪が素敵な朝霞をつくる ―男女平等社会をめざして―」の実現を図るため、朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（平成23年度～平成27年度）に基づき、今後3年間に実施すべき男女平等推進施策を計画的かつ効果的に展開していくために策定するものである。

3 計画の性格

この計画は、後期基本計画で定める施策について具体化し、可能な限りその事業内容について具体的に示した計画である。

この計画を遂行し、かつ、目標を達成するためには、今後の社会経済情勢や国・県などの計画に対し、十分な弾力性を有するものでなければならない。計画策定時に考慮された条件に大きな変更が生じた場合や、情勢の変化等に対応し、より効率的な事業の執行のため、必要に応じ修正を加え補完するものとする。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成25年度までの3か年とする。

5 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、後期基本計画に掲げた施策に基づく事業で、市が実施主体となるもの及び市が助成するものとする。

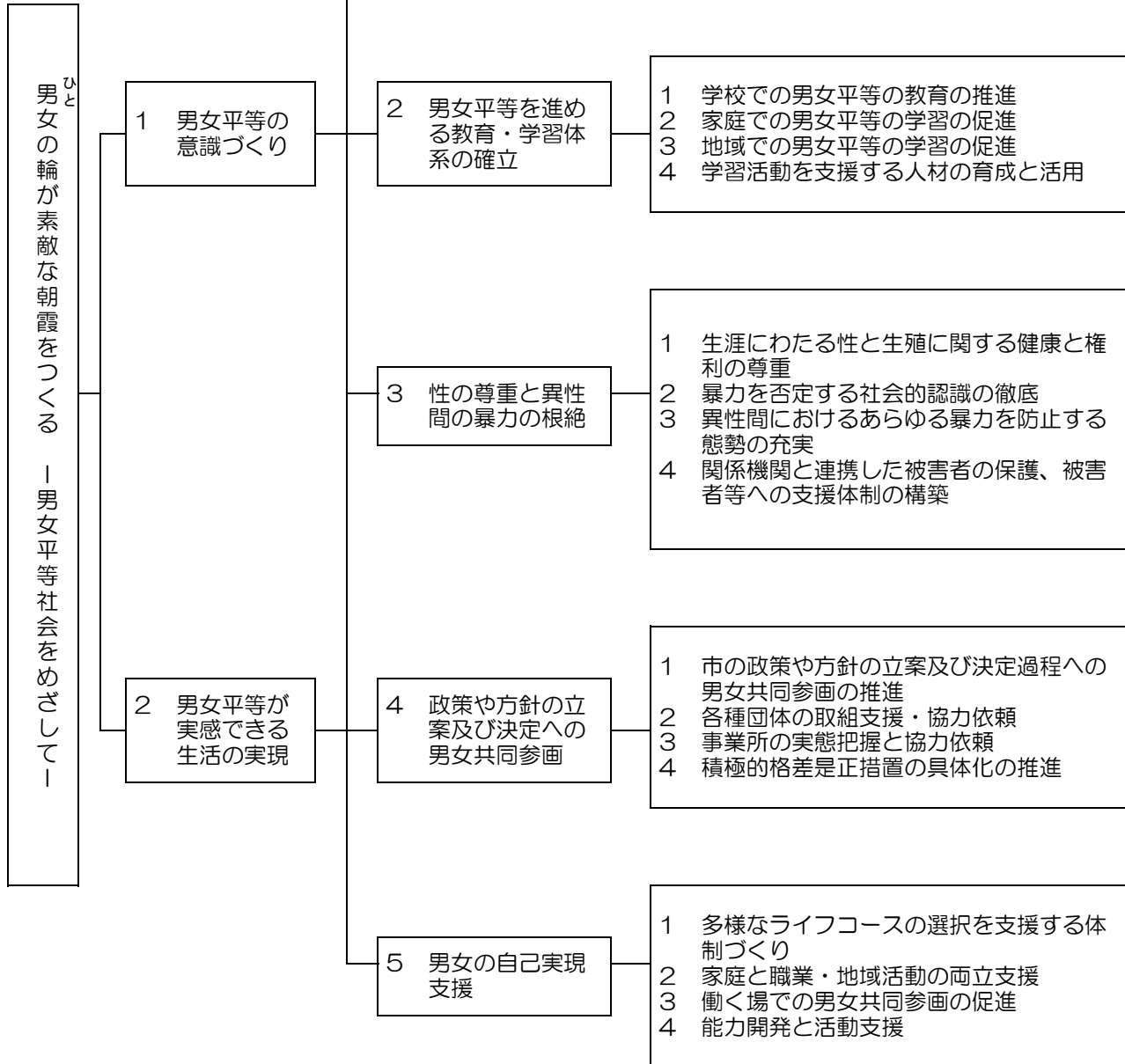
6 施策の体系

【基本理

【重点課題】

【施策目標】

【施策の方向】



7 重点プロジェクト

1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト

主要な施策

- 男女平等の教育プログラムの充実（12頁）
- 男女が平等な家庭生活の情報提供（13頁）
- 家庭教育についての学習機会の提供（13頁）
- 男女平等に関する生涯学習の推進（14頁）

2 異性間暴力の防止プロジェクト

主要な施策

- 異性間暴力が犯罪であることの周知（19頁）
- 相談体制の充実（21頁）
- 庁内の保護・支援体制の確立（23頁）
- 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援（24頁）
- 「配偶者暴力相談支援センター」の設置（24頁）

3 子育て世代の男女応援プロジェクト

主要な施策

- 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援（13頁）
- 男女がともに参加しやすい活動への配慮（26頁）
- 家庭と職業の両立支援（30頁）
- 女性の能力開発支援（32頁）

4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

主要な施策

- 推進拠点施設の設置に向けた検討（33頁）

第2章 実施計画

□実施計画を見るとききの注意点

- ・【重点プロジェクト】は、重点的・優先的に推進する施策です。
- ・**区分**の表示、「新規」「充実」の意味は次のとおりです。
 - 「新規」…朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画（平成23年度～平成25年度）策定時から新たに取り組んでいる事業
 - 「充実」…朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成20年度～平成22年度）の取り組みを継続し、充実させる事業
- ・指標番号は、指標・数値目標のある事業で表記し、「実施計画 指標・数値目標一覧」（35頁～37頁）の通し番号と対応しています。

□施策目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

□施策の方向1 社会制度・慣行の検証

□主要な施策1 男女平等の視点からの社会制度の検証・問題提起

家庭・地域・職場などの制度について、男女に中立的に機能しているかどうかを検証し、積極的に問題提起します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	1 社会制度・慣行の検証	1 男女平等の視点からの社会制度の検証・問題提起	1 施策や事業の展開の見直し促進	市の施策や事業展開で、性別による固定的な役割分業意識に捉われていないか見直しをする。	全庁	充実	
			2 調査等による実態把握	職場・家庭・地域における慣行・法制度等の実態把握を行い問題提起していく。	人権庶務課	充実	
			3 「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	市役所から率先して男女平等を推進するために、職員の意識改革、職場環境の整備などの取り組みを推進する。	人権庶務課	充実	2

□主要な施策2 男女平等を阻害する慣行の見直し

地域に残る男女平等を阻害する慣行の是正を提案するとともに、苦情処理委員の活用や法的救済制度の周知など、市民・地域団体による見直しの取り組みを支援します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	1 社会制度・慣行の検証	2 男女平等を阻害する慣行の見直し	1 男女平等を阻害する慣行の是正提案	男女の固定的な役割分業意識の解消や、社会的慣行の見直しを行うため、積極的な情報提供を行う。	人権庶務課	充実	1
			2 県条例・市条例の周知徹底	性別による固定的な役割分業意識の克服を図るため、「男女共同参画社会基本法」はもとより、県条例・市条例の周知を図る。	人権庶務課	充実	10
			3 男女平等苦情処理委員等の周知	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」などを通じて、男女平等苦情処理委員や人権擁護委員等の活用や法的救済制度の周知を図る。	人権庶務課	充実	3

□施策目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

□施策の方向2 男女が平等な社会像の提案

□主要な施策1 男女平等社会の具体像の周知

「男女共同参画社会の将来像」（男女共同参画社会の将来像検討会報告書）の周知、市内の「男女共同参画」事例の紹介などを積極的に行います。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	2 男女が平等な社会像の提案	1 男女平等社会の具体像の周知	1 男女共同参画社会像の周知	国の「男女共同参画社会の将来像」など、男女共同参画週間等の機会を利用して積極的に情報提供する。	人権庶務課	充実	5
			2 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	地域における身近な男女共同参画情報の掲載など、「そよかぜ」の充実を図る。	人権庶務課	充実	4 7

□主要な施策2 男女が平等な生活提案の実施

現実と理想の格差が大きい30歳代の専業主婦を中心に、家庭や職場・地域で実践できることなど、市民一人一人が平等な生活がイメージできるよう具体的な情報提供に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	2 男女が平等な社会像の提案	2 男女が平等な生活提案の実施	1 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行（再掲）	地域における身近な男女共同参画情報の掲載など、「そよかぜ」の充実を図る。（再掲）	人権庶務課	充実	4 7

□主要な施策3 男女平等について調査研究の実施

家庭・地域・職場等における男女平等についてや、国内外の取り組み事例についてなど、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行います。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	2 男女が平等な社会像の提案	3 男女平等について調査研究の実施	1 「年次報告書」の発行	男女平等の推進状況と施策の実施状況をまとめた「年次報告書」を発行する。	人権庶務課	充実	
			2 国内外の男女平等に関する問題の調査研究	国、県等が開催する研究会等への参加など、男女平等問題の調査研究を行う。	人権庶務課	充実	

□施策目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

□施策の方向3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底

□主要な施策1 市の広報活動、刊行物における表現の徹底

市の広報活動、刊行物において男女平等の視点に立った表現を徹底するために、県の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の周知など、表現・内容のチェック機能の向上を図ります。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	1 市の広報活動、刊行物における表現の徹底	1 性別役割分業是正の観点での行政発刊物の作成・見直し	発行物は男女平等の視点に立った表現となるよう配慮する。	全庁	充実	6
			2 「広報あさか」や「ふれあいネットアサカ」における表現の留意	男女共同参画の視点に立った市の広報活動における表現留意基準の見直しと効果的な運用を図る。性別による固定的役割分業意識に捉われない広報の作成と文字・イラスト・写真等の表現に留意する。	市政情報課	充実	6
			3 「表現ガイド」の活用	国・県の基準を参考に作成した、男女平等を進める視点に立った「表現ガイド」を活用する。	人権庶務課	充実	6

□主要な施策2 団体・事業者等へ自主的な取り組みを促進

市内の団体・事業者等へ、公衆に情報を表示する場合に性別による固定的な役割分業意識や差別と暴力を助長するような表現を行わないよう、自主的な配慮を求めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	2 団体・事業者等へ自主的な取組を促進	1 団体・事業者等への周知・情報提供	市内の団体・事業者等に対し、「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」などを通じて、男女平等に配慮した表現内容とするよう周知するとともに、国・県等の刊行物を配布など、関連する情報を提供する。	人権庶務課 市政情報課 産業振興課	充実	

□主要な施策3 情報活用能力の向上

性別による固定的な役割分業意識や性別による差別と暴力を助長するような表現の排除について市民へ呼びかけるとともに、情報活用能力（メディア・リテラシー）向上のための学習機会を提供します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	3 情報活用能力の向上	1 男女平等の視点に立った表現の推進	性別による固定的な役割分業意識や性別による差別や暴力を助長するような表現廃除の呼びかけを行う。	人権庶務課	充実	
			2 情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上のための学習情報提供	メディア報道の情報に対し、主体的に取捨選択し、読み解く能力を向上させていく学習の情報を提供する。	人権庶務課 公民館	充実	

□施策目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

□施策の方向4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供

□主要な施策1 男女平等に関わる情報提供体制の充実

市の広報紙・ホームページへの掲載情報の充実、男女平等推進情報紙の充実など、男女平等に関わる取り組みについて情報提供体制を充実します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	1 男女平等に関わる情報提供体制の充実	1 「広報あさか」や「ふれあいネットアサカ」での情報提供の充実	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」による男女平等に関する積極的な情報提供を行う。	人権庶務課 市政情報課	充実	7
			2 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行(再掲)	地域における身近な男女共同参画情報の掲載など、「そよかぜ」の充実を図る。(再掲)	人権庶務課	充実	7

□主要な施策2 出前講座の活用

「あさか学習おとどけ講座(出前講座)」の中で、身近な地域において、少人数で男女平等の学習機会を提供します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	2 出前講座の活用	1 男女平等に関わる出前講座の実施	「あさか学習おとどけ講座」(出前講座)のPRを積極的に行い、男女平等をテーマとした講座の活用促進を図る。	人権庶務課 生涯学習課	充実	

□主要な施策3 男女平等に関わる情報のバリアフリー化

子ども版、外国語版での情報提供や、高齢者・障害者への配慮など、年齢や国籍、障害の有無が障壁(バリアー)にならないよう配慮します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	3 男女平等に関わる情報のバリアフリー化	1 外国語による生活情報の提供	市内に在住する外国人への情報提供を充実する。(冊子配布及びホームページ掲載)	全庁	充実	
			2 高齢者や障害者に配慮した情報の提供	高齢者や障害者に配慮した情報の提供を行う。	全庁	充実	

□施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

□施策の方向1 学校での男女平等の教育の推進

□主要な施策1 男女平等の教育の推進

男女平等、相互理解・協力などについての指導、性別にかかわらず多様な生き方を可能にする進路指導など、男女平等の教育を推進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	1 学校での男女平等の教育の推進	1 男女平等の教育の推進	1 男女平等教育の推進	男女平等教育の推進を計画的に設定する。	教育指導課	充実	8
			2 学級活動の充実	小学生・中学生の認識を高めるための意見交換を行う。	教育指導課	充実	
			3 進路指導の充実	性別にかかわらず多様な生活を可能にする進路指導の充実を図る。	教育指導課	充実	

□主要な施策2 男女平等の教育プログラムの充実 【重点プロジェクト】

発達段階に応じて、男女平等や“個”の自立について具体的に考えたり、実感できる教育プログラムのさらなる充実に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	1 学校での男女平等の教育の推進	2 男女平等の教育プログラムの充実	1 男女平等に関する出前講座の実施（再掲）	「あさか学習おとどけ講座」（出前講座）のPRを積極的に行い、男女平等をテーマとした活用の促進を図る。（再掲）	人権庶務課 生涯学習課	充実	
			2 男女平等教育の研究と推進	発達段階に応じた男女平等教育を研究するとともに、推進する。	教育指導課	充実	

□主要な施策3 男女平等の教育環境づくり

教育相談の充実、管理職、教職員等に対する研修の実施など、男女が平等な教育環境づくりを推進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	1 学校での男女平等の教育の推進	3 男女平等の教育環境づくり	1 教育相談体制づくり	男女平等の推進の観点から教育相談体制づくりを行う。	教育指導課	充実	
			2 学校運営における男女平等推進	学校行事などが性別による固定的な役割分業が前提になることがないように配慮する。	教育管理課 教育指導課	充実	
			3 教職員の研修の実施	男女平等教育に関し、教職員への定期的な研修を行う。	教育指導課	充実	

□施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

□施策の方向2 家庭での男女平等の学習の促進

□主要な施策1 男女が平等な家庭生活の情報提供 【重点プロジェクト】

男女が平等な家庭生活の在り方について、家庭向け冊子等の発行など積極的な情報提供に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	2 家庭での男女平等の学習の促進	1 男女が平等な家庭生活の情報提供	1 家庭向け冊子の作成	男女平等な家庭生活についての具体的な情報を提供する。	人権庶務課	充実	9
			2 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行(再掲)	地域における身近な男女共同参画情報の掲載など、「そよかぜ」の充実を図る。(再掲)	人権庶務課	充実	7

□主要な施策2 家庭教育についての学習機会の提供 【重点プロジェクト】

家庭教育学級による講演会の開催など、幅広い年齢層に家庭における教育についての学習機会の提供に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	2 家庭での男女平等の学習の促進	2 家庭教育についての学習機会の提供	1 講演会等の開催	家庭教育学級の講演会開催など、幅広い年齢層に家庭における教育についての学習機会を提供する。	生涯学習課	充実	9
			2 家庭教育学級の促進	家庭教育学級についての支援・指導を充実する。	生涯学習課	充実	9

□主要な施策3 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援 【重点プロジェクト】

男性の家事・育児講座、料理教室、親子(父子)講座等の開催など、男性が家事・育児に参画することを応援します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	2 家庭での男女平等の学習の促進	3 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援	1 子育て講座の充実	男性が家事・育児に参画できるよう育児講座や子育て講座のカリキュラムの充実を図る。	公民館	充実	25
			2 親子で参加する講座等の開催	親子で参加する講座を開催し、親子で楽しみながら触れ合う機会を提供する。	公民館	充実	25
			3 マタニティ教室、育児学級の充実	マタニティ教室に父親が参加できるカリキュラムを設けるなど、男女ともに家事や子育てに取り組めるよう内容の充実を図る。	健康づくり課	充実	25

□施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

□施策の方向3 地域での男女平等の学習の促進

□主要な施策1 地域活動に男女平等の視点を提案

地域コミュニティ活動やグループ・サークル活動と絡めた男女平等の推進を図るために、積極的な情報提供に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	1 地域活動に男女平等の視点を提案	1 各種団体等に向けての情報提供の推進	男女平等の視点に立った学習の機会の情報、資料等を提供する。	生涯学習課 公民館	充実	
			2 地域活動への男女共同参画の推進	地域活動を行う上での男女共同参画の推進について情報交換を行う。	人権庶務課	充実	10

□主要な施策2 男女平等に関する生涯学習の推進 【重点プロジェクト】

男女平等推進関連講座の充実を図るとともに、市民による自主的な男女平等学習を支援します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	2 男女平等に関する生涯学習の推進	1 男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じた、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供する。（関係各課からの情報提供）	生涯学習課 公民館	充実	
				男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供する。	人権庶務課	充実	
			2 男女平等に関する学習相談・支援の充実	市民による自主的な男女平等に関する学習相談・支援の提供を充実する。	生涯学習課	充実	
			3 地域での学習活動支援	男女平等に関する団体等の自主的な活動を支援する。	公民館	充実	
			4 男女が学習しやすい環境づくり	市主催事業の一時保育を充実する。夜間や土・日曜日等に主催事業を開催し、就労者が参加しやすい学習機会の提供を充実する。	公民館	充実	
		5 「あさかひとと男セミナー」の開催	男女平等に関する学習機会を提供するとともに、男女平等を推進する人材の育成を図る。	人権庶務課	充実	11	

□施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

□施策の方向3 地域での男女平等の学習の促進

□主要な施策3 女性のリーダーシップ能力の向上促進

女性がリーダーシップを身につけられるよう学習機会の提供、活動の場の提供に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	3 女性のリーダーシップ能力の向上促進	1 市民企画講座奨励・支援	市民企画講座を奨励し、支援・指導の充実を図る。	生涯学習課	充実	
			2 男女平等に関する学習相談・支援の充実(再掲)	市民による自主的な男女平等に関する学習相談・支援を充実する。(再掲)	生涯学習課	充実	
			3 女性リーダー育成講座に関する情報提供や活動の場の提供	リーダーとなるための学習機会の情報提供や活動の場を提供する。	公民館	充実	11
			4 「あさか女ひとと男セミナー」の開催(再掲)	男女平等に関する学習機会を提供するとともに、男女平等を推進する人材の育成を図る。(再掲)	人権庶務課	充実	11

□施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

□施策の方向4 学習活動を支援する人材の育成と活用

□主要な施策1 広い視野をもった人材の育成

広い視野をもった男女平等推進の人材育成のために、全国・全県レベルの経験交流・研修機会へ積極的に市民を派遣します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	1 広い視野をもった人材の育成と活用	1 日本女性会議市民派遣事業の実施	日本女性会議に市民を派遣し、地域人材として活用を図る。	人権庶務課	充実	11
			2 全国・全県レベルの経験交流・研修機会の情報提供	さまざまな場に市民を派遣し、学びを通じて広い視野をもった地域人材の育成を図る。	人権庶務課	充実	11

□主要な施策2 男女平等を推進するための学習支援

多様な課題に対応しながら、男女平等を進めていくための学習機会を提供するとともに、学習の側面支援を行います。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	2 男女平等を推進するための学習支援	1 「あさか ^{ひと} 女 ^{ひと} と男セミナー」の開催（再掲）	男女平等に関する学習機会を提供するとともに、男女平等を推進する人材の育成を図る。（再掲）	人権庶務課	充実	11
			2 男女平等に関する学習機会の提供	「人権教育講座」等による男女平等に関する学習機会を充実する。	生涯学習課 公民館	充実	
			3 男女平等に関する学習情報の提供（再掲）	男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供する。（再掲） 生涯学習ガイドブック「コンパス」や広報あさかの「ようこそ！あさかの生涯学習へ」を通じた、男女平等推進に関する学習資料や講演会等の情報を提供する。（関係各課からの情報提供）（再掲）	人権庶務課 生涯学習課 公民館	充実 充実	 充実

□施策目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

□施策の方向4 学習活動を支援する人材の育成と活用

□主要な施策3 地域人材の活用促進

(仮称) 男女平等推進人材データベースの作成、積極的に活動を行っている市民等への顕彰の実施など、地域人材の活用を促進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	3 地域人材の活用促進	1 男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	男女平等に関する顕著な活動をしている市民・団体等を顕彰する。	人権庶務課	充実	
			2 地域人材の発掘・活用	市民協働により男女平等啓発事業を推進する。 ・男女平等推進情報紙企画・編集委員	人権庶務課	充実	11
				・あさか女と男 ^{ひと} セミナー企画・運営委員 ・男女平等推進事業企画・運営協力員	生涯学習課	充実	11
				生涯学習ボランティアバンクへの人材登録・活用を推進する。	公民館	充実	11
生涯学習ボランティアバンクに登録された人材の活用と情報の提供を行う。							

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

□主要な施策1 性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及

関連施設へのリーフレットの設置を拡大するとともに、市独自のパンフレット等の作成を検討します。人権の視点からとらえた性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	1 性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及	1 リーフレットの設置を拡大	関連施設へのリーフレットの設置を拡大する。	人権庶務課 健康づくり課	充実	12

□主要な施策2 思春期の保健対策の推進

望まない妊娠、性感染症等の予防などについて健康教育の充実を図るとともに、喫煙、飲酒、薬物乱用などの思春期の健康をおびやかす問題について取り組みます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	2 思春期の保健対策の推進	1 薬物乱用対策の推進	保健所や教育委員会と連携しながら啓発を行うなど、薬物乱用対策の充実を図る。	健康づくり課 教育指導課	充実	
			2 HIV/エイズ、性感染症対策	リーフレットやポスターを掲示するなど、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行う。	健康づくり課 教育指導課	充実	
			3 喫煙と飲酒に関する情報の提供	喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報を提供する。	健康づくり課 教育指導課	充実	
			4 性教育の実施	大きくなるからだ、第2次性徴、男女の身体の変化、性感染症とその予防、生命の誕生など性についての正確な知識の学習機会を提供する。	教育指導課	充実	8
			5 テートDVに関する情報の提供	あさか学習おとどけ講座に「デートDV」についてのメニューを加え、中高生等の若年層を対象に、DVについての知識や自他を大切にすることについての学習機会を提供する。	人権庶務課	充実	13 14 16

□主要な施策3 男女の健康管理の支援

女性のヘルスチェックを周知するとともに、男女双方の健康課題についてのニーズ把握と、それに対応した健康管理を支援する事業を推進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	3 男女の健康管理の支援	1 市民の健康づくりの支援（あさか健康プラン21）	男女の健康課題に関するニーズを把握するとともに健康づくり事業を実施する。	健康づくり課	充実	
			2 女性のヘルスチェックの周知徹底	女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックの充実を図る。	健康づくり課	充実	

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向2 暴力を否定する社会的認識の徹底

□主要な施策1 異性間暴力が犯罪であることの周知 【重点プロジェクト】

学校、家庭、地域、職場等において、異性間の暴力が犯罪であることの周知に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	2 暴力を否定する社会的認識の徹底	1 異性間暴力が犯罪であることの周知	1 異性間暴力に関わる情報の収集及び提供の推進	配偶者などからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関わる法制度等や異性間暴力に関する情報を収集し、「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」に掲載したり、さまざまな機会を捉えて分かりやすく提供する。さらに、8月の人権尊重社会を目指す県民運動強調月間や12月の強調週間について、「広報あさか」を通じて情報提供を行うほか、市内公共施設で開催する人権と平和のパネル展など、さまざまな機会を捉えてDVに関するリーフレットを配布し、情報提供する。	人権庶務課	充実	13 14 16
			2 異性間暴力に関する学習情報、学習機会の提供	人権問題講演会、家庭教育学級合同講演会等を通し、異性間暴力の実態や構造について知る学習情報提供を行う。また、人権の視点から異性間暴力が犯罪であることを周知し、防止に向けた講座を開催する。	生涯学習課	充実	13 14 16
			3 異性間暴力防止に関する教育の実施	人権の視点から異性間暴力が犯罪であることを周知し、異性間暴力が犯罪であることとその防止に関するテーマを取り上げた人権教育講座等を開催する。	公民館	充実	13 14 16
			4 セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進	あさか学習おとどけ講座に「デートDV」についてのメニューを加え、中高生等の若年層を対象に、DVについての知識や自分らしくいることの大切さについての学習機会を提供する。また、セミナー等を開催する際のテーマとして異性間暴力について取り入れるなど、異性間暴力が犯罪であることを周知し、防止に向けた教育を行う。	人権庶務課	充実	13 14 16
				学校人権教育主任研修を充実させるほか各種人権研修に教師が参加し、異性間暴力を含めた人権課題について研修する。また、児童に対し、人権の視点から異性間暴力が犯罪であることを周知し、防止に向けた教育を行う。	教育指導課	充実	13 14 16
				庁内におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、相談窓口の利用を周知する。	職員課	充実	

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向2 暴力を否定する社会的認識の徹底

□主要な施策2 人権についての教育の推進

子どもの時から、互いの人権や生き方を認め、自分を大切にする教育を推進するとともに、女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から11月25日）の取り組みなどにより人権についての教育を推進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	2 暴力を否定する社会的認識の徹底	2 人権についての教育の推進	1 女性に対する暴力をなくす運動の周知	広報あさかやホームページ、各種リーフレット等を通じて、毎年11月12日から11月25日まで実施される女性に対する暴力をなくす運動を周知する。また、民間支援団体と連携し、DV防止・児童虐待防止を目的としたキャンペーンを実施する。	人権庶務課	充実	13 16
			2 男女平等の視点からの人権教育の推進	学校、地域、職場など、それぞれの状況に応じた男女平等の視点からの人権教育の推進を図る。	全庁	充実	
			2 男女平等の視点からの人権教育の推進	北足立郡市町と人権問題に取り組む市民団体、関係機関などで共同開催する人権フェスティバルや北足立郡市町で開催する人権・同和問題講演会などにおいて、男女平等の視点からの事業の推進を図るとともに、講演会等を通じて学校、地域、職場などでの人権教育の推進を図る。また、市が開催する人権と平和のパネル展などの人権啓発事業を通し人権尊重意識の向上を図るとともに、これらの機会に男女平等に関するリーフレットを配布する。	人権庶務課	充実	
			3 人権問題講演会等の開催	県作成の中・高生対象ドメスティック・バイオレンス防止啓発資料「みんなちがってみんない」を活用するなどして人権教育を推進するとともに、さまざまな人権課題に取り組む中で、男女平等教育に取り組んでいく。	教育指導課	充実	8
			3 人権問題講演会等の開催	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などを実施し、男女平等の視点での学習機会を提供する。	生涯学習課 公民館	充実	

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実

□主要な施策1 相談体制の充実 【重点プロジェクト】

相談窓口、男女平等苦情処理委員などの周知に努めるほか、相談担当者の研修や専門的な人材の確保、関係機関との連携など、「女性総合相談」機能の充実に努めます。また、電話やインターネット等による匿名で相談できる体制づくりを検討します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	1 相談体制の充実	1 異性間暴力の相談窓口・機関等の周知	「朝霞市は男女平等を進めています」の冊子や各種リーフレット、広報あさかの各種相談一覧を通して「女性総合相談」や「DV相談」などの相談窓口や、男女平等苦情処理委員などを周知する。	人権庶務課	充実	15
			2 「女性総合相談」や「DV相談」機能の充実	相談者の状況に応じた適切な相談が実施されるよう、専門的な人材の確保を図るとともにスキルアップ研修や相談員情報交換会を実施する。	人権庶務課	充実	17
			3 女性総合相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	女性総合相談員スキルアップ研修やDV被害者支援担当者研修、相談対応研修等に積極的に参加し、外国人・高齢者・障害者への配慮を含めた、DV相談に関する資質の向上に努める。	人権庶務課	新規	
			4 各種相談業務の充実	法律相談や消費生活相談等を通じて被害者の早期発見に努める。	地域づくり支援課	新規	

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実

□主要な施策2 暴力の発生を防ぐ環境づくり

地域における被害者の早期発見体制の充実と暴力に対する対応策の習得、職場等でのセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進など、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号			
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	2 暴力の発生を防ぐ環境づくり	1 地域における被害者の早期発見体制の充実	各相談業務や主催事業等において異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知するなど、被害者の早期発見体制の充実を図る。	全庁	新規				
				地域防犯活動の中で、異性間暴力についても配慮するとともに、防犯街頭キャンペーン、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通じた防犯情報の提供などを実施し、地域における被害者の早期発見体制の充実を図る。	危機管理課	充実				
				民生委員児童委員・主任児童委員に、研修会などの機会を捉えて、異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知し、被害者の早期発見に繋げる。	福祉課	新規				
						2 暴力に対する対応策の習得	防犯講演会、ホームページ「ふれあいネットアサカ」による防犯情報の提供、「広報あさか」への防犯情報の掲載など、地域防犯に関する取り組みの中で、異性間の暴力犯罪に関する学習を促進する。	危機管理課	充実	16
						3 連携・支援体制の充実	国・県・事業所・民間団体及び関係機関等と連携をし、暴力犯罪の発生を防ぐ相談機能の強化や支援体制の推進を図る。	危機管理課 人権庶務課	充実	17
					警察、保健所、医療関係者、民間支援団体等の外部機関を含めた「DV対策関係機関ネットワーク会議」を設置する。また、被害者の緊急一時保護の必要が生じた場合、ケースに応じ、外部機関の担当者を含めた被害者の支援に関する検討会議を実施する。		人権庶務課	新規		
					校長会、教頭会において、DV加害者に対する危機管理体制の強化やDV被害者の子に対する配慮について要請する。		人権庶務課 教育管理課 教育指導課	新規		
					人権施策庁内連絡会や庁内人権問題研修推進員研修などを通じて、女性や子ども、高齢者などさまざまな人権問題に関する理解を深めながら、職員の人権尊重意識の向上を図るとともに関係する各課の連携・支援体制の充実を図る。		人権庶務課	新規		
						4 セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進（再掲）	庁内におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、相談窓口の利用を周知する。（再掲）	職員課	充実	

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築

□主要な施策1 庁内の保護・支援体制の確立 【重点プロジェクト】

「女性総合相談庁内連絡会」、「庁内DV対策連携会議」の充実など関係各課の連携強化を図り、迅速に被害者等が必要とする支援ができるよう努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	1 庁内の保護・支援体制の確立	1 「女性総合相談庁内連絡会」、「庁内DV対策連携会議」の充実	女性総合相談員と庁内関係各課の担当との顔合わせ及び各課で実施しているDV被害者への支援事業の周知を行うなど、庁内の連携がスムーズに行われるよう配慮する。また、研修やケースカンファレンスを実施することで相談の入り口がどこの課であっても円滑な被害者支援に繋がられる体制を強化する。	人権庶務課	充実	
			2 緊急保護体制の充実	ケースワーカーの増員、他課との連携強化など緊急保護体制を充実する。	福祉課 子育て支援課 長寿はつらつ課	充実	
				緊急一時保護の必要が生じた場合、庁内関係各課が速やかに庁内DV対策連携会議に参加し、具体的な支援の方法等を検討する体制を強化する。	人権庶務課	新規	
				緊急一時保護が必要と認められたDV被害者が、経済的に著しく行き詰っている場合等に、宿泊費等の経費を支給するため、「配偶者等暴力被害者緊急一時保護費支給事業」を実施する。	人権庶務課	新規	18
			3 被害者等への相談・助言、保護支援の充実	警察、保健所、医療関係者、民間支援団体等の外部機関を含めた「DV対策関係機関ネットワーク会議」を設置する。また、被害者の緊急一時保護の必要が生じた場合、ケースに応じ、外部機関の担当者を含めた被害者の支援に関する検討会議を実施する。（再掲）	人権庶務課	新規	
				被害者等の状況や状態をよく確認し、被害者に適した配慮をしながら保護し、自立に向けた支援を行う。	人権庶務課 福祉課 子育て支援課	充実	
				関係機関と連携を図り、高齢者の異変を早期に発見するための相談・助言、保護支援の体制の充実を図る。	長寿はつらつ課	充実	
4 被害者等への健康支援	被害者等の状態に配慮しながら電話、来所、訪問などの健康相談を実施する。	健康づくり課	充実				
5 住民基本台帳事務における支援措置	警察署の意見書を付した支援申立てや配偶者暴力相談支援センター、市DV相談担当課の要請に基づき、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付を制限する。	総合窓口課	充実				

3	性の尊重と異性間の暴力の根絶	4	関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	1	庁内の保護・支援体制の確立	6	人権施策の推進	人権施策庁内連絡会、庁内人権問題研修推進員会議などを通じて庁内関係各課等との相互の緊密な連携及び協力体制を図りながら人権施策を効果的に推進する。また、さいたま市人権擁護委員協議会や、国、県などの関係機関と連携・協力しながら相談窓口の充実を図るなど、相談者の支援体制の推進を図る。	人権庶務課	新規
---	----------------	---	-------------------------------	---	---------------	---	---------	---	-------	----

□施策目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

□施策の方向4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築

□主要な施策2 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援【重点プロジェクト】

埼玉県婦人相談センターや民間被害者支援団体等と連携し、官民協働による被害者の一時保護態勢の拡充・強化、自立支援の充実を図ります。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	2 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援	1 婦人保護施設や児童相談所等との連携強化	関係機関と連携して、被害者の保護、自立支援を図る。また、迅速に対応できるよう日ごろから情報の共有化に努める。	子育て支援課	充実	
			2 福祉関連施設との連携強化	一時保護された被害者に対し、住居設定費用、医療費の給付など生活保護法による自立に向けた支援を行う。	福祉課	充実	
			3 高齢者施設との連携強化	地域包括支援センター、特別養護老人ホームなどの高齢者施設と連携を図り、高齢者の異変を早期に発見し、適切な対応を図る。必要に応じ訪問調査等を実施し、緊急時には一時保護や警察への通報などを行い被害者の安全確保を図る。	長寿はつらつ課	充実	
			4 保健所や医療機関との連携強化	保健所や医療機関との連携により、暴力を早期に発見し、適切な対応を図る。	健康づくり課	充実	
			5 関係機関との連携強化	埼玉県配偶者暴力相談支援センター、民間被害者支援団体等との連携を強化するため、普段の情報提供に努め、情報の共有化や協力体制を確立する。	人権庶務課	充実	17
			6 DV防止、DV被害者保護のための基本計画の推進	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を推進する。	人権庶務課	充実	

□主要な施策3 「配偶者暴力相談支援センター」の設置【重点プロジェクト】

相談、被害者の安全確保、自立支援、情報提供、助言、関係機関との調整などの機能を担い、DV相談に係る各種業務のさらなる充実を図ります。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	3 「配偶者暴力相談支援センター」の設置	1 配偶者暴力相談支援センターの設置	相談、被害者の安全確保、自立支援、情報提供、助言、関係機関との調整などの機能を担い、DV相談に係る各種業務のさらなる充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」を設置する。	人権庶務課	新規	

□施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

□施策の方向1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

□主要な施策1 審議会等への女性の登用

委員公募制の拡充、開催日時等の配慮、女性委員の登用促進要綱の作成などにより審議会等への女性委員の登用を促進します。平成27（2015）年までに、審議会等の女性委員登用率が45%以上となることを目標とします。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	1 審議会等への女性の登用	1 女性委員の登用についての情報提供	女性委員の登用を促すため、全庁に向け登用状況について積極的に情報提供する。	人権庶務課	充実	
			2 女性委員の登用促進要綱の作成・実施管理	全庁に向けた要綱を整備するとともに、運用を管理し、女性委員の登用を促していく。	政策企画室	充実	19
			3 審議会への女性委員登用率の目標（45%）達成	女性委員が参加しやすい配慮を行い、審議会、委員会等への女性登用を進める。 参考：女性委員の登用率の現状値一覧表（38頁・39頁）	全庁	充実	19

□主要な施策2 市職員管理職への女性の登用

職員研修の充実とともに、職域の拡充、多様な職務の担当など、計画的に管理的立場に必要な能力開発を行い、管理職への登用を図ります。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	2 市職員管理職への女性の登用	1 職員研修の充実	職員の能力開発に主眼をおいた職員研修を実施する。	職員課	充実	
			2 女性職員の登用・職域拡充	女性職員を登用し、職域拡充への配慮を行う。	職員課	充実	
			3 職場における指導的地位への女性登用率を高める	指導的地位に女性が占める割合を高める。	職員課	充実	20

□主要な施策3 市政への男女共同参画の促進

行政情報の積極的な提供に努めるとともに、市民の意見を幅広く聴き、市政への男女共同参画を一層促進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	3 市政への男女共同参画の促進	1 男女共同参画に配慮した行政情報の提供	男女共同参画の視点に配慮し、積極的に行政情報を提供する。	全庁	充実	
			2 男女が市政に参画しやすい環境づくり	住民懇談会等の休日・夜間開催や、開催時の保育等への配慮など、誰もが市政に参画しやすい環境づくりに努める。	全庁	充実	
			3 広聴機会や手段の提供	市への意見・要望のほか、幅広い広聴機会・手段の設定に努める。	市政情報課	充実	

□施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

□施策の方向2 各種団体の取組支援・協力依頼

□主要な施策1 性別によらない代表選り機運の醸成

各団体等が集まる機会を活用して呼びかけ、チラシ等の配布、「広報あさか」及びホームページなど、多様な媒体を通じての積極的な情報提供などにより、性別によらず実際に活動を担っている人が組織の代表になるという機運の醸成に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	2 各種団体の取組支援・協力依頼	1 性別によらない代表選り機運の醸成	1 団体代表選りへの男女平等推進	各団体等が集まる機会を活用して呼びかけチラシ等の配布、「広報あさか」及びホームページ「ふれあいネットアサカ」など多様な媒体を通じて積極的に情報を提供する。	人権庶務課 生涯学習課	充実	21
			2 各種団体等に向けての啓発活動	ポスターの掲示、チラシの設置場所の提供等による情報提供を行う。	公民館	充実	

□主要な施策2 男女がともに参加しやすい活動への配慮 【重点プロジェクト】

夜間・休日活動、役員会等への子連れ参加・託児体制整備など、男女がともに参加しやすい活動への配慮を促進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	2 各種団体の取組支援・協力依頼	2 男女がともに参加しやすい活動への配慮	1 講座等開催時の保育等への配慮	講座等の開催日時の検討や保育体制の整備を行う。	人権庶務課	充実	
			2 男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	夜間・休日活動、役員会への子連れ参加・託児体制整備など、男女が参加しやすい活動環境の整備を呼びかける。	生涯学習課	充実	
			3 各種団体等に向けての啓発活動（再掲）	ポスターの掲示、チラシの設置場所の提供等による情報提供を行う。（再掲）	公民館	充実	

□施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

□施策の方向3 事業所の実態把握と協力依頼

□主要な施策1 市内事業所の男女平等実態の把握

「男女平等推進に関する事業所アンケート」を継続するなど、事業所の実態の把握に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	3 事業所の実態把握と協力依頼	1 市内事業所の男女平等実態の把握	1 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	「男女平等推進に関する事業所アンケート」調査を実施し、市内事業所の男女平等に関する実態把握に努める。	人権庶務課	充実	22

□主要な施策2 職場や就業上での男女平等についての情報提供

「広報あさか」及びホームページを活用し、職場や就業上での男女平等を確保するための情報提供を積極的に行います。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	3 事業所の実態把握と協力依頼	2 職場や就業上での男女平等についての情報提供	1 事業所向け情報提供	事業所を対象に男女平等に関する情報提供を行う。	人権庶務課	充実	
			2 事業所向け啓発セミナー開催への支援	事業所を対象に男性が積極的に家事、育児へ参加するための啓発セミナー開催支援や、開催情報の提供を行う。	産業振興課	充実	

□主要な施策3 市内事業所へ男女格差改善の協力要請

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、事業所アンケート結果に基づいて職場や就業における男女格差の改善について協力を要請します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	3 事業所の実態把握と協力依頼	3 市内事業所へ男女格差改善の協力要請	1 事業所への男女格差改善の情報提供と協力要請	「男女平等推進に関する事業所アンケート」の結果等に基づいた資料等を作成・配布し情報提供を行い、男女格差改善の協力を要請する。	人権庶務課	充実	22

□施策目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

□施策の方向4 積極的格差是正措置の具体化の推進

□主要な施策1 積極的格差是正措置について調査研究、情報提供の推進

積極的格差是正措置を具体化するために、政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の状況について定期的な調査を実施するほか、国内外の動向や事例の収集など、調査研究と情報提供を進めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	4 積極的格差是正措置の具体化の推進	1 積極的格差是正措置について調査研究、情報提供の推進	1 男女共同参画推進状況調査の実施	政策や方針の立案及び決定への男女共同参画の状況について定期的な調査を実施する。	人権庶務課	充実	23
			2 国内外の男女平等に関する問題の調査研究(再掲)	国、県等が開催する研究会等への参加など、男女平等問題の調査研究を行う。	人権庶務課	充実	

□主要な施策2 市内事業所へ積極的格差是正措置実施の呼びかけ

民間企業の積極的格差是正措置の動向の紹介、顕彰制度の周知、支援制度の創設検討など、市内事業所へ積極的格差是正措置の実施を呼びかけます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	4 積極的格差是正措置の具体化の推進	2 市内事業所へ積極的格差是正措置実施の呼びかけ	1 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	積極的格差是正措置の動向や男女平等推進顕彰制度に関する情報提供を行う。	人権庶務課	充実	23

□施策目標5 男女の自己実現支援

□施策の方向1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり

□主要な施策1 多様なライフコースの選択支援専用サイトの活用

で
フ

市民の多様なライフコースの選択を支援するために、必要な人がワンストップでいつでも情報を入手できるように、関連事業の検索システムとともに、国、県の関連機関サイト等とのリンクなど、多様なライフ

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	1 多様なライフコースの選択支援専用サイトの活用	1 多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供	ホームページ「ふれあいネットアサカ」などを活用し、多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。	全庁	充実	24
				「あさか男女の輪サイト」を充実させ、多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行う。	人権庶務課	新規	24

□主要な施策2 自己実現を支援する学習機会の充実

多様なライフコースの選択に配慮した講座・講演会等のテーマ設定、自主的な学習支援制度の周知・活用の促進など、自己実現を支援する学習の機会を充実します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	2 自己実現を支援する学習機会の充実	1 男女の自己実現支援に関する学習機会の調整	多様なライフコースの選択に配慮した講座・講演会等のテーマが設定されるよう庁内関係各課と調整を行う。	人権庶務課	充実	
			2 自己実現を支援する学習機会の充実	自己実現へのチャレンジを支援する生涯学習機会を積極的に提供する。	生涯学習課	充実	
			3 市民企画講座奨励・支援（再掲）	市民企画講座を奨励し、支援・指導の充実を図る。（再掲）	生涯学習課	充実	
			4 各種団体等に向けての啓発活動（再掲）	ポスターの掲示、チラシの設置場所の提供等による情報提供を行う。（再掲）	公民館	充実	

□主要な施策3 多様なライフコースの選択を侵害する行為を見逃さない意識と体制づくり

等

男女平等苦情処理委員、人権擁護委員等の制度と利用方法の周知を促進するなど、差別や暴力、不平等など、男女の多様なライフコースの選択を侵害する行為を見逃さない意識と体制をつくります。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	3 多様なライフコースの選択を侵害する行為を見逃さない意識と体制づくり	1 男女平等苦情処理委員等の周知（再掲）	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」などを通じて、男女平等苦情処理委員や人権擁護委員等の活用や法的救済制度の周知を図る。（再掲）	人権庶務課	充実	3
			2 人権問題講演会等の開催（再掲）	人権問題講演会、市民人権教育研修会、企業人権教育研修会、人権教育講座などを実施し、男女平等の視点での学習機会を提供する。（再掲）	生涯学習課 公民館	充実	

□施策目標5 男女の自己実現支援

□施策の方向2 家庭と職業・地域活動の両立支援

□主要な施策1 家庭と職業の両立支援 【重点プロジェクト】

「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（ILO第156号条約）の周知・普及、一般事業主行動計画の実施の促進、家族の介護その他の家庭生活と職業生活が両立できる環境づくりに努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	2 家庭と職業・地域活動の両立支援	1 家庭と職業の両立支援	1 両立支援情報の提供	ILO第156号条約の周知をはじめ、家庭と職業の両立に関する情報提供を行う。	人権庶務課	充実	25
			2 一般事業主行動計画の実施の促進	一般事業主行動計画実施を促すために、家庭生活と職業生活が両立できる「働き」について企業に向け資料等を提供する。	産業振興課	充実	
			3 育児休業制度・介護休暇制度の普及・啓発	国・県の啓発冊子の配布等、情報を提供する。	産業振興課	充実	
			4 子育て環境の整備	次世代育成支援行動計画に基づいた環境整備・支援を行う。	子育て支援課	充実	

□主要な施策2 地域活動の情報提供

多様な媒体を通じて、地域活動の情報を提供するとともに、地域活動への男女共同参画を呼びかけます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	2 家庭と職業・地域活動の両立支援	2 地域活動の情報提供	1 地域活動への男女共同参画の推進（再掲）	地域活動を行う上での男女共同参画の推進について情報提供を行う。（再掲）	人権庶務課	充実	10
			2 地域活動情報の収集・提供	「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」等を通じて、男女共同参画のモデルとなる地域活動情報を収集・提供する。	生涯学習課 人権庶務課	充実	
				公民館活動サークルの情報を提供する。	公民館	充実	

□主要な施策3 男女がともに地域活動しやすい環境づくり

身近な活動の場である公民館、市民センター等の充実など、性別・年齢にかかわらず地域で活動しやすい環境づくりに努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	2 家庭と職業・地域活動の両立支援	3 男女がともに地域活動しやすい環境づくり	1 市民センターの充実	地域コミュニティ活動への支援を行うとともに、だれもが利用しやすい市民センターの運営を行う。	地域づくり支援課	充実	
			2 社会教育活動しやすい環境づくり	地域の社会教育活動の場として環境整備を進める。	公民館	充実	

□施策目標5 男女の自己実現支援

□施策の方向3 働く場での男女共同参画の促進

□主要な施策1 男女格差がない職場づくりの促進

市内事業所の実態資料の作成・配付、職場での男女平等セミナー等の開催提案など、市民、労働者、事業所に対し、男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知に努めるとともに、事業所へ順守を呼びかけます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	3 働く場での男女共同参画の促進	1 男女格差がない職場づくりの促進	1 雇用・就労に関わる法制度の周知	男女雇用機会均等法、労働基準法、再雇用制度等の趣旨や内容の周知のため、県等の労働関係機関や商工会と連携しながら、啓発資料の配布等周知に努める。	産業振興課	充実	
			2 雇用の場における男女平等の啓発	県等の労働関係機関や商工会と連携を図りながら、職場での男女平等の啓発や労働講座等の開催を呼びかける。	産業振興課	充実	
			3 事業所への男女格差改善の協力要請	「男女平等推進に関する事業所アンケート調査」を実施し、その結果等に基づいた実態資料を作成し、男女格差改善の協力要請を行う。	人権庶務課	充実	26

□主要な施策2 多様な就業形態における就業環境の改善

商工農業などの自営業における男女平等を提案するとともに、パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知徹底を図ります。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	3 働く場での男女共同参画の促進	2 多様な就業形態における就業環境の改善	1 自営業における男女平等についての情報提供	自営業者への男女平等の職場づくりについての情報提供を行う。	産業振興課	充実	
			2 多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの情報を提供し周知を図る。	人権庶務課 産業振興課	充実	

□主要な施策3 男女平等のモデル職場づくり

「男女平等推進プロジェクトチーム」において、市役所庁内の男女平等を推進します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	3 働く場での男女共同参画の促進	3 男女平等のモデル職場づくり	1 「男女平等推進プロジェクトチーム」の推進	「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」を庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとし、男女平等を推進する。	人権庶務課 職員課	充実	

□施策目標5 男女の自己実現支援

□施策の方向4 能力開発と活動支援

□主要な施策1 女性の能力開発支援 【重点プロジェクト】

再就職、起業をはじめ、社会・地域活動への参画などに向けた能力開発にかかわる情報の提供のほか、知識・技術習得の講習会の開催など、女性の能力開発機会の提供に努めます。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援	1 女性の能力開発支援	1 職業能力開発の情報提供	埼玉県等の労働機関での再就職のための資格取得講座等の情報提供を行う。	産業振興課	充実	27
			2 起業支援	起業支援講座・セミナー等の開催、市独自の起業相談・融資制度により支援を行う。また埼玉県創業・ベンチャー支援センターと連携し起業に関する情報の提供を行う。	産業振興課	充実	27 28
			3 再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催	埼玉県等の労働機関と連携し、再就職のための情報の提供や就職支援講座等の誘致を行う。	産業振興課	充実	
			4 女性の能力開発を支援する学習情報の提供	多様な生き方の選択を支援する学習情報を提供する。	生涯学習課	充実	
			5 能力開発に関わる情報の提供や、講座等開催に伴う施設の提供	再就職、社会・地域活動に向けての関係各課からのポスター掲示やチラシ、パンフレット等の情報を提供する。また、社会・地域活動等、能力開発担当課主催による講座の会場を提供する。	公民館	充実	

□主要な施策2 自己実現に向けた活動支援

起業支援やNPO等による地域に密着した福祉・生活関連活動等の自己実現に向けた活動支援を図ります。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援	2 自己実現に向けた活動支援	1 起業支援(再掲)	起業支援のため起業支援講座・セミナー等の開催、市独自の起業相談・融資制度により支援を行う。また埼玉県創業・ベンチャー支援センターと連携し起業に関する情報の提供を行う。(再掲)	産業振興課	充実	27 28
			2 地域福祉基金による補助金支援	地域福祉活動を行う団体の事業に対し助成し支援する。	福祉課	充実	

□施策目標5 男女の自己実現支援

□施策の方向4 能力開発と活動支援

□主要な施策3 ネットワークの構築支援

男女平等の取り組みを進める市民や組織のネットワークづくりを支援します。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援	3 ネットワークの構築支援	1 団体等の情報提供と交流の促進	生涯学習ボランティア登録団体等の関係団体情報の提供と交流を促進する。	生涯学習課	充実	
			2 団体等の情報提供	生涯学習ボランティア登録団体等の関係団体情報の提供を行う。	公民館	充実	

□主要な施策4 推進拠点施設の設置に向けた検討 【重点プロジェクト】

男女の能力の開発と活動を支援する推進拠点施設の設置に向けて、検討を行います。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	事業の内容	担当課	区分	指標番号
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援	4 推進拠点施設の設置に向けた検討	1 推進拠点の整備	男女の能力の開発と活動を支援する推進拠点施設の設置に向けて全庁的な視点から検討を行う。	人権庶務課 生涯学習課	充実	

□実施計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指標番号	指 標	行動計画策定時値 (注1)	平成20年度 の値 (注2)	現 状 値 (注2)	実施計画 数値目標 (平成23 年度～平成 25年度)	行動計 画にお ける平 成27 年度の 目標値
男女平等を進めるための積極的な情報提供	社会制度・慣行の検証	1	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	9.8%	12.0%	8.4%	14.0%	20.0%
		2	「朝霞市庁内男女平等推進指針」を知っている職員の割合	—	70.9% (平成20年9月)	85.7% (平成23年3月)	100.0%	—
		3	「男女平等苦情処理委員」、「人権擁護委員」の設置を知っている市民の割合	4.6%	4.5%	16.4%	28.0%	—
	男女が平等な社会像の提案	4	30歳代配偶者・子ども有り・無職女性の「生活で優先することの現実と希望の格差指数(希望－現実)」1.5以上の割合(注3)	63.7%	—	54.5%	46.0%	35.0%
		5	「男は仕事・女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合	39.6%	48.2%	32.2%	58.0%	—
	男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	6	「表現ガイド」に基づいた、庁内の自己チェックの実施	—	1回/年 (全庁)	1回/年 (全庁)	1回/年	1回/年
	多様な媒体によるわかりやすい情報提供	7	朝霞市で実施している男女平等を進めるための取組をどれか1つでも「知っている」市民の割合	40.6%	46.2%	37.6%	55.0%	60.0%
男女平等を進める教育・学習体系の確立	学校での男女平等の教育の推進	8	小・中学校における男女平等に関する教育時間数	—	1時限以上/年 (中学校)	1時限以上/年 (中学校)	全学年1時限/年	全学年1時限/年
	家庭での男女平等の学習の促進	9	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	16.1%	24.1%	19.7%	29.0%	30.0%
	地域での男女平等の学習の促進	10	「朝霞市男女平等推進条例の制定」を知っている市民の割合	8.0%	10.4%	9.4%	12.0%	20.0%
	学習活動を支援する人材の育成と活用	11	(仮称)男女平等推進人材データベース登録者数	—	5人 *男女平等推進事業企画・運営協力員の登録数	4人 *男女平等推進事業企画・運営協力員の登録数	10人	30人

施策目標	施策の方向	指標番号	指 標	行動計画策定時値	平成20年度の値	現 状 値	実施計画数値目標 (平成23年度～平成25年度)	行動計画における平成27年度の目標値
性の尊重と異性間の暴力の根絶	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	12	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」をよく知っている市民の割合	—	9.6%	3.0%	10.0%	20.0%
	暴力を否定する社会的認識の徹底	13	身体的ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある女性の割合	—	11.6%	14.8%	9.0%	—
		14	夫や恋人から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	53.2%	64.6%	68.7%	80.0%	80.0%
	異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	15	「女性総合相談の実施」を知っている女性の割合	12.5%	18.4%	14.4%	22.0%	22.0%
		16	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」を知っている市民の割合	—	—	85.3%	90.0%	—
	関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	17	連携できる民間被害者支援機関・団体等の箇所数	—	—	0	1カ所	1カ所
		18	「配偶者等暴力被害者緊急一時保護費支給事業」の実施	—	—	—	平成23年度	—
政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	19	審議会等の女性委員登用率	31.1% (平成17年3月)	33.2% (平成20年3月)	37.2% (平成22年3月)	40.0%	45.0%
		20	係長級以上の市職員に占める女性の割合	12.7% (平成17年4月)	14.3% (平成20年4月)	15.1% (平成22年4月)	18.0%	—
	各種団体の取組支援・協力依頼	21	自治会長の女性比率	12.2% (平成17年4月)	9.2% (平成20年9月)	7.8% (平成22年4月)	15.0%	20.0%
	事業所の実態把握と協力依頼	22	市内事業所における管理職等の女性比率	3.6% (平成16年6月)	4.7% (平成22年9月)	15.7% (平成22年6月)	20.0%	20.0%
	積極的格差是正措置の具体化の推進	23	「積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)」をよく知っている市民の割合	4.9%	6.3%	7.9%	11.0%	13.0%

施策目標	施策の方向	指標番号	指 標	行動計画策定時値	平成20年度の値	現 状 値	実施計画数値目標 (平成23年度～平成25年度)	行動計画における平成27年度の目標値
男女の自己実現支援	多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	24	「あさか ^{ひと} 男女の輪サイト」をよく知っている市民の割合	—	—	0.7%	5.0%	20.0%
	家庭と職業・地域活動の両立支援	25	30歳代配偶者・子ども有り男性の1週間の平均無償労働時間	6.6時間	3.5時間	20.1時間	25時間	25時間
	働く場での男女共同参画の促進	26	「職場の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	8.7%	13.1%	12.2%	16.0%	20.0%
	能力開発と活動支援	27	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性(20～50歳代)の割合	—	16.8%	15.4%	20.0%	20.0%
		28	市が実施する能力開発に関わる事業に参加した女性の数	—	9人 (平成20年度)	25人 (平成21年度)	30人/年	—

注1 「行動計画策定時値」は、朝霞市男女平等推進行動計画(平成18年3月)策定のため平成16年7月に実施した、「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。

2 指標番号が網掛けになっている指標の「平成20年度の値」は、平成20年7月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で、その次の「現状値」は、平成22年6月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。それ以外の()内に記述のあるものについては、その時点での実績、または、アンケート調査による値です。

3 「現実と希望の格差指数」とは、アンケート設問「現実で優先すること」、「希望として優先すること」において、「自分の活動に専念」を(+2)、「どちらかといえば自分の活動を優先」を(+1)、「自分の活動と家庭生活を同時に重視」を(0)、「どちらかといえば家庭生活を優先」を(-1)、「家庭生活に専念」を(-2)として、性別、配偶者・子どもの有無、就労の状況別に抽出し「希望」の選択肢数値から「現実」の選択肢数値を引いた結果が1.5以上の方の割合。

□女性委員の登用率の現状値一覧表

平成22年3月末日現在

(人)

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
1	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	6	3	9
2	法必	固定資産評価審査委員会	課税課	3	0	3
3	法必	民生委員推薦会	福祉課	11	3	14
4	法必	介護給付費等の支給に関する審査会	福祉課	6	4	10
5	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	24	16	40
6	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	16	2	18
7	法必	教育委員会	教育総務課	3	2	5
8	法必	公平委員会	選挙管理委員会事務局	2	1	3
9	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	2	4
10	法必	監査委員	監査委員事務局	1	1	2
11	法必	農業委員会	産業振興課	19	2	21
12	法任	環境審議会	環境保全課	13	2	15
13	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	6	4	10
14	法任	都市計画審議会	都市計画課	10	0	10
15	法任	下水道審議会	下水道課	7	6	13
16	法任	水道審議会	水道経営課	10	3	13
17	法任	青少年問題協議会	生涯学習課	16	5	21
18	法任	スポーツ振興審議会	スポーツ課	13	2	15
19	法任	博物館協議会	博物館	7	3	10
20	法任	公民館運営審議会	中央公民館	9	6	15
21	法任	図書館協議会	図書館	3	4	7
22	条例	公務災害補償等認定委員会	職員課	5	0	5
23	条例	男女平等推進審議会	人権庶務課	4	8	12
24	条例	男女平等苦情処理委員	人権庶務課	1	1	2
25	条例	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
26	条例	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	6	4	10
27	条例	総合福祉センター運営協議会	福祉課	6	7	13
28	条例	児童館運営協議会	子育て支援課	4	6	10
29	条例	緑化推進会議	都市計画課	12	3	15
30	条例	開発事業等紛争調停委員会	建築課	5	1	6
31	条例	学校給食運営審議会	学校給食課	9	5	14
32	条例	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	6	2	8

	設置 根拠	名 称	課 名	男性	女性	計
33	規則	保育園運営審議会	子育て支援課	4	10	14
34	規則	社会教育委員会議	生涯学習課	11	4	15
35	規則	文化財保護審議委員会議	文化財課	8	0	8
36	要綱	総合振興計画進行管理委員会	政策企画室	8	4	12
37	要綱	男女平等推進審議会専門部会	人権庶務課	4	6	10
38	要綱	広報モニター会議	市政情報課	2	10	12
39	要綱	朝霞ブランド選定委員会	産業振興課	3	2	5
40	要綱	リサイクル推進員連絡会議	資源リサイクル課	98	72	170
41	要綱	一般廃棄物処理業務に係る専門委員会	資源リサイクル課	3	2	5
42	要綱	地域福祉計画推進市民委員会	福祉課	5	8	13
43	要綱	地域福祉計画進行管理委員会	福祉課	3	4	7
44	要綱	障害者プラン推進委員会	福祉課	14	12	26
45	要綱	障害者自立支援協議会	福祉課	11	6	17
46	要綱	手話通訳者等派遣事業調整会議	福祉課	4	4	8
47	要綱	高齢者福祉計画推進会議	長寿はつらつ課	13	4	17
48	要綱	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	8	2	10
49	要綱	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	8	2	10
50	要綱	浜崎保育園検討委員会	子育て支援課	5	8	13
51	要綱	要保護児童対策地域協議会（実務者会議）	子育て支援課	11	14	25
52	要綱	要保護児童対策地域協議会（代表者会議）	子育て支援課	12	6	18
53	要綱	育成協議会	子育て支援課	7	17	24
54	要綱	育成保育審査委員会	子育て支援課	3	14	17
55	要綱	健康まつり実行委員会	健康づくり課	8	1	9
56	要綱	あさか健康プラン21推進委員会	健康づくり課	8	10	18
57	要綱	基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定検討会議	都市計画課	11	0	11
58	要綱	市内循環バス運営協議会	道路交通課	4	2	6
59	要綱	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	5	8	13
60	要綱	スポーツ振興計画策定検討委員会	スポーツ課	9	3	12
61	要領	教育行政施策評価会議	教育総務課	14	0	14
62	要領	O-157等食中毒予防対策委員会	教育管理課	22	2	24
63	規程	健康づくり推進協議会	健康づくり課	12	2	14
64	規程	就学支援委員会	教育指導課	24	12	36
合計				609	360	969
				62.8%	37.2%	100%

朝霞市男女平等推進行動計画
後期基本計画実施計画
(平成23年度～平成25年度)

平成23年3月

編集・発行 朝霞市（総務部人権庶務課男女平等推進係）
〒351-8501
埼玉県朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-2697（直通）
FAX 048-467-0770
<http://www.city.asaka.saitama.jp>